

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月18日（平成28年（行情）諮問第244号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行情）答申第363号）

事件名：「工兵ジャーナル」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

『磨輝絆』（2015. 3. 31－本本B1662で特定された後の全て）＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，次の3文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

文書1 工兵ジャーナル 第27巻 平成27年5月1日（表紙及び目次のみ。）

文書2 工兵ジャーナル 第28巻 平成27年7月31日（表紙及び目次のみ。）

文書3 工兵ジャーナル 第29巻 平成27年10月29日（表紙及び目次のみ。）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し，平成28年1月25日付け防官文第1156号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，PDF形式以外の電磁的記録の特定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

（2）意見書

本件対象文書は2種類存在する。

本件対象文書である「磨輝絆」は第19巻より、部隊保存専用データと隊員個人で保存可能なデータの2種類作成されるようになった。

したがって原処分で特定された文書は上記のいずれかであり、もう一方の特定がなされていないのである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『磨輝絆』（2015.3.31－本本B1662で特定された後の全て）＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当するものとして工兵ジャーナル第27巻ないし第29巻を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条を適用して平成28年9月16日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、同年1月25日付け防官文第1156号により、本件対象文書について法9条1項による原処分を行った。

2 文書特定について

本件開示請求書にある「磨輝絆」とは「工兵ジャーナル」の旧称であり、

別件開示請求（受付番号：2015.3.31-本本B1662）に対して「工兵ジャーナル」の第25巻及び第26巻を特定していることから、それ以後、本件開示請求を受理するまでの間に発行された第27巻ないし第29巻を本件開示請求に該当する文書として特定した。

3 本件対象文書の作成について

工兵ジャーナルの作成に当たっては、陸上自衛隊施設学校（以下「施設学校」という。）の担当者が施設学校の各部及び全国施設科部隊から将来の施設科部隊の編成・運用，装備品等に関する事項，訓練成果，国際貢献・災害派遣から得た教育事項に係る情報を電子メール等で収集し，これを校正・編集し，表紙等を添付して電磁的記録を作成した上，紙媒体に印刷して原議とし，施設学校長の決裁を受けた後，当該電磁的記録をPDF形式の電磁的記録に変換・保存し，陸上自衛隊内の情報共有のため，部内イントラネット上の掲示板へ掲載している。

なお，施設学校の各部及び全国施設科部隊から電子メール等で収集した情報及びそれを校正・編集した電磁的記録については，部内イントラネット上の掲示板へ掲載した後は必要がないため廃棄している。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し，本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定するよう求めるが，本件対象文書の取扱いは上記3のとおりであり，PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

なお，異議申立人は，処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが，法その他の関係法令において，特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから，原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) 異議申立人は，「本件開示決定通知からは不明である」として，本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに，「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は，法に反する」として，「本件対象文書と関わりのない情報」についても特定し，開示・不開示を判断するよう求めるが，本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については，いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく，法2条2項の行政文書に該当しないため，本件開示請求に対して特定し，開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示請求者から開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年3月18日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月18日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 同年9月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊の全国施設科部隊及び施設学校の主要な訓練成果を情報共有し、施設科の発展充実を図ることを目的として、施設学校が発行している部内向けの文書である。

異議申立人は、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、施設学校が保有しているPDF形式の電磁的記録であり、防衛省において、当該PDF形式以外に本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

イ 本件対象文書については、施設学校の担当者が施設学校の各部及び全国施設科部隊から将来の施設科部隊の編成・運用、装備品等に関する事項、訓練成果、国際貢献・災害派遣から得た教育事項等に係る情報を電子メール等で収集し、これを校正・編集し、表紙等を添付して電磁的記録を作成した上、紙媒体に印刷して原議とし、施設学校長の決裁を受けた後、当該電磁的記録をPDF形式の電磁的記録に変換し保存した。

ウ 施設学校は、上記イのPDF形式の電磁的記録について、陸上自衛隊内の情報共有のため、部内イントラネット上の掲示板へ掲載してい

る。

本件開示請求を受け、掲示板へ掲載している上記のPDF形式の電磁的記録を特定したものである。

エ 施設学校の各部及び全国施設科部隊から電子メール等で収集した情報及びそれを校正・編集した電磁的記録については、本件対象文書の完成後は必要がないため廃棄した。

(2) 本件対象文書については、その作成方法及び利用方法を踏まえると、PDF形式以外の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、防衛省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久